

## 新婚世帯家賃補助金交付事業について

### 1. 対象者（新婚世帯）

相生市に定住する意思をもち、補助金交付申請日において、婚姻(再婚を含む)の届出の日から3年以内で、次の要件すべてに該当する世帯。



①相生市内の賃貸住宅に夫婦で居住していること。

※定住促進住宅以外の市営住宅等は除きます。

②補助金交付申請日において、夫婦のどちらかの年齢が、満40歳未満の世帯であること。（申請者は満40歳未満の方のみです）

③事業期間中に新たに締結した賃貸住宅の賃貸借契約であること。

ただし、事業期間前に契約を締結していても、事業期間中に婚姻した世帯は対象となります。

※賃貸借契約の締結は、夫婦どちらかの名義であること。

社宅及び勤務先が契約を締結している場合は、交付対象外となります。

④他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

⑤申請者及び同居者全員が市税を滞納していないこと。

⑥家賃を滞納していないこと。

⑦この要綱に基づく補助を受けたことがない世帯であること。

※婚姻または新たに入居する賃貸住宅へ住民票を移してから、半年以内に申請してください。

### 2. 事業期間

平成31（2019）年度から2年間

（平成31（2019）年4月1日～平成33（2021）年3月31日まで）

### 3. 補助金の額

月額1万円を3年間補助します。ただし家賃負担額が補助金の額に満たない場合は、家賃負担額となります。

補助金の交付は、申請のあった翌月分からを、翌年4月に1年分（交付決定額）をまとめて交付します。

例：9月に申請した場合、10月分から3月分までの60,000円を4月に交付

#### 4. 補助金の申請

次の書類を提出して下さい。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 世帯全員の住民票の写し（続柄、世帯主及び本籍を表示）

【相生市役所市民課/窓口2番】

- ③ 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）【本籍地のある市町村役場の市民課等】
- ④ 前年度分の納税証明書(同居世帯のうち納税義務のある者全員)

※平成31（2019）年度申請：平成30年度分（平成29年中所得にかかるもの）

【相生市役所徴収対策室/窓口7番】

※ただし、証明書の発行は発行年の1月1日現在に住所があった市町村役場で発行されます。転入などにより、平成30年1月1日時点で相生市に住民票がない場合は、前住所地で取得してください。

**※課税証明書、完納証明書では申請いただけませんので、ご注意ください。**

※夫婦どちらも非課税の場合は、2人分の非課税証明書をご提出ください。

- ⑤ 住宅賃貸借契約書の写し
- ⑥ 家賃内訳証明書(契約書で家賃の内訳が不明確な場合に限る)（様式第2号）  
※賃貸住宅の貸主（または管理会社など）に記入してもらってください。
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

※翌年度以降の申請は、毎年市から申請書を送付しますので、必要書類を添えて申請してください。

#### 5. 税関係

この補助金は、市民税においては雑所得として課税の対象となります。

また、所得税においては、給与所得者で給与所得以外の所得が補助金を含めて20万円を超える場合には、確定申告をしなければなりません。



○ お問い合わせ ○  
相生市 企画総務部 定住促進室  
〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号  
TEL 0791-23-7125/FAX 0791-22-6439  
Mail teiju@city.aioi.lg.jp